

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（362）」

2. 日時：平成28年4月13日 13時30分～15時40分

3. 場所：原子力規制庁 13階 A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、忠内管理官補佐、宇田川原子力規制専門職、江崎安全審査官、岡本安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、小林（貴）安全審査官、竹田安全審査官、竹内技術参与、照井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、卜部原子力規制専門員、薄井廃止措置専門官

（安全技術管理官（地震・津波）付）

鈴木技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部長 他15名

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当 他1名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部副部長 他3名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ課長 他3名

中部電力株式会社：原子力本部原子力部設備設計グループ 課長 他3名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム担当 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部 担当部長（原子力管理）他1名

5. 要旨

（1）東京電力から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「5条 津波による損傷の防止」、「40条 津波による損傷の防止」、及び「39条 地震による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

<耐津波設計>

○貫通部止水処置について、貫通部止水構造の選択基準を説明すること。

○貫通部における作用荷重とその組合せについて整理して説明すること。

○水密扉設置時の扉枠強度の考え方について説明すること。

○既に実機模擬試験及び加振試験を行っている止水構造については試験条件及び試験結果を示し、説明すること。

○津波監視カメラ及び取水槽水位計について、荷重の組合せ方、許容限界

について説明すること。

- 想定荷重に降灰を含めない理由を説明すること。また、自然現象について、それらの組合せを考慮する必要がないとしている理由を説明すること。

#### <耐震設計方針>

- 工認実績のない評価手法を適用することの目的や効果について説明した上で、同手法の妥当性や当該施設への適用性を説明すること。

(2) 東京電力より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 津波による損傷の防止について（平成28年3月9日提出資料と同じ）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 津波による損傷の防止について（平成28年3月2日提出資料と同じ）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 津波による損傷の防止について（指摘事項に対する回答）（平成28年3月2日提出資料と同じ）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 津波による損傷の防止について（指摘事項に対する回答）（平成28年2月25日提出資料と同じ）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 耐津波設計方針について（平成28年2月10日提出資料と同じ）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対処設備について（平成28年2月10日提出資料と同じ）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 津波による損傷の防止について（平成28年2月10日提出資料と同じ）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 地震による損傷の防止について（補足説明資料）